

都道府県別最低賃金の引上げ状況とパート・アルバイト時給への影響について

<ポイント>

1. 本稿では、2025年度の最低賃金引上げの内容について都道府県別に確認するとともに、パート・アルバイトの時給への影響について考察を行いたい。2025年度の改定^{注1}においては、8月4日に中央最低賃金審議会で改定の目安についての答申（以下、全国答申という。）が取りまとめられた（全国加重平均1,118円、地域により+63~64円）。この全国答申を参考にして、各都道府県の地方最低賃金審議会において議論が進められ、9月4日までに全ての都道府県において2025年度の最低賃金額が決定され、史上初めて全都道府県で1,000円を超えることとなった。最高額は東京都の1,226円、最低額は高知県、宮崎県、沖縄県の1,023円であり、その差は203円と、2024年度の212円から縮小している。全国加重平均でも上昇が続いている、2023年度に初めて1,000円を超え、2025年度は引上げ幅が目安を上回る過去最大のプラス66円となり、全国加重平均では1,121円（上昇率6.3%）となった【図1】。

【図1】都道府県別最低賃金の推移

都道府県/年度	ランク	2021		2022		2023		2024		2025		前年差	目安
		金額	前年比										
1 北海道	B	889	3.3	920	3.5	960	4.3	1,010	5.2	1,075	6.4	65	63
2 青森	C	822	3.7	853	3.8	898	5.3	953	6.1	1,029	8.0	76	64
3 岩手	C	821	3.5	854	4.0	893	4.6	952	6.6	1,031	8.3	79	64
4 宮城	B	853	3.4	883	3.5	923	4.5	973	5.4	1,038	6.7	65	63
5 秋田	C	822	3.8	853	3.8	897	5.2	951	6.0	1,031	8.4	80	64
6 山形	C	822	3.7	854	3.9	900	5.4	955	6.1	1,032	8.1	77	64
7 福島	B	828	3.5	858	3.6	900	4.9	955	6.1	1,033	8.2	78	63
8 滋賀	B	879	3.3	911	3.6	953	4.6	1,005	5.5	1,074	6.9	69	63
9 栃木	B	882	3.3	913	3.5	954	4.5	1,004	5.2	1,068	6.4	64	63
10 群馬	B	865	3.3	895	3.5	935	4.5	985	5.3	1,063	7.9	78	63
11 埼玉	A	956	3.0	987	3.2	1,028	4.2	1,078	4.9	1,141	5.8	63	63
12 千葉	A	953	3.0	984	3.3	1,026	4.3	1,076	4.9	1,140	5.9	64	63
13 東京	A	1,041	2.8	1,072	3.0	1,113	3.8	1,163	4.5	1,226	5.4	63	63
14 神奈川	A	1,040	2.8	1,071	3.0	1,112	3.8	1,162	4.5	1,225	5.4	63	63
15 新潟	B	859	3.4	890	3.6	931	4.6	985	5.8	1,050	6.6	65	63
16 富山	B	877	3.3	908	3.5	948	4.4	998	5.3	1,062	6.4	64	63
17 石川	B	861	3.4	891	3.5	933	4.7	984	5.5	1,054	7.1	70	63
18 福井	B	858	3.4	888	3.5	931	4.8	984	5.7	1,053	7.0	69	63
19 山梨	B	866	3.3	898	3.7	938	4.5	988	5.3	1,052	6.5	64	63
20 長野	B	877	3.3	908	3.5	948	4.4	998	5.3	1,061	6.3	63	63
21 岐阜	B	880	3.3	910	3.4	950	4.4	1,001	5.4	1,065	6.4	64	63
22 静岡	B	913	3.2	944	3.4	984	4.2	1,034	5.1	1,097	6.1	63	63
23 愛知	A	955	3.0	986	3.2	1,027	4.2	1,077	4.9	1,140	5.8	63	63
24 三重	B	902	3.2	933	3.4	973	4.3	1,023	5.1	1,087	6.3	64	63
25 滋賀	B	896	3.2	927	3.5	967	4.3	1,017	5.2	1,080	6.2	63	63
26 京都	B	937	3.1	968	3.3	1,008	4.1	1,058	5.0	1,122	6.0	64	63
27 大阪	A	992	2.9	1,023	3.1	1,064	4.0	1,114	4.7	1,177	5.7	63	63
28 兵庫	B	928	3.1	960	3.4	1,001	4.3	1,052	5.1	1,116	6.1	64	63
29 奈良	B	866	3.3	896	3.5	936	4.5	986	5.3	1,051	6.6	65	63
30 和歌山	B	859	3.4	889	3.5	929	4.5	980	5.5	1,045	6.6	65	63
31 鳥取	C	821	3.7	854	4.0	900	5.4	957	6.3	1,030	7.6	73	64
32 島根	B	824	4.0	857	4.0	904	5.5	962	6.4	1,033	7.4	71	63
33 岡山	B	862	3.4	892	3.5	932	4.5	982	5.4	1,047	6.6	65	63
34 広島	B	899	3.2	930	3.4	970	4.3	1,020	5.2	1,085	6.4	65	63
35 山口	B	857	3.4	888	3.6	928	4.5	979	5.5	1,043	6.5	64	63
36 徳島	B	824	3.5	855	3.8	896	4.8	980	9.4	1,046	6.7	66	63
37 香川	B	848	3.4	878	3.5	918	4.6	970	5.7	1,036	6.8	66	63
38 愛媛	B	821	3.5	853	3.9	897	5.2	956	6.6	1,033	8.1	77	63
39 高知	C	820	3.5	853	4.0	897	5.2	952	6.1	1,023	7.5	71	64
40 福岡	B	870	3.3	900	3.4	941	4.6	992	5.4	1,057	6.6	65	63
41 佐賀	C	821	3.7	853	3.9	900	5.5	956	6.2	1,030	7.7	74	64
42 長崎	C	821	3.5	853	3.9	898	5.3	953	6.1	1,031	8.2	78	64
43 熊本	C	821	3.5	853	3.9	898	5.3	952	6.0	1,034	8.6	82	64
44 大分	C	822	3.8	854	3.9	899	5.3	954	6.1	1,035	8.5	81	64
45 宮崎	C	821	3.5	853	3.9	897	5.2	952	6.1	1,023	7.5	71	64
46 鹿児島	C	821	3.5	853	3.9	897	5.2	953	6.2	1,026	7.7	73	64
47 沖縄	C	820	3.5	853	4.0	896	5.0	952	6.3	1,023	7.5	71	64
全国加重平均		930	3.1	961	3.3	1,004	4.5	1,055	5.1	1,121	6.3	66	
最低賃金最高額		1,041		1,072		1,113		1,163		1,226		63	
最低賃金最低額		820		853		893		951		1,023		72	
最高額と最低額の差分		221		219		220		212		203			

(備考)図1は厚生労働省公表資料より作成。赤字は、最低賃金が1,000円を超ることを示している。

2. その一方で、引上げ幅が拡大しているここ2年は、これまでには10月初旬には発効してきた最低賃金の発効日（以下、発効日という。）を10月初旬の発効から遅らせる地域が増加している。発効日が10月中旬以降だった地域は、2023年度の3県から2024年度は7県に増加した。2025年度は、10月中旬が7府県、11月以降が27府県、そのうち6県が2026年1月1日以降に発効日を迎える。発効日が最も遅いのは秋田県で、2026年3月31日である【図2】。こうした動きの背景として、各都道府県における議論の中で、最低賃金の大幅な引上げは労働者全体の賃金体系に影響を及ぼすため、引上げまでには相当の準備期間が必要であると主張した使用者側の意見が考慮されたものと考えられる注2。

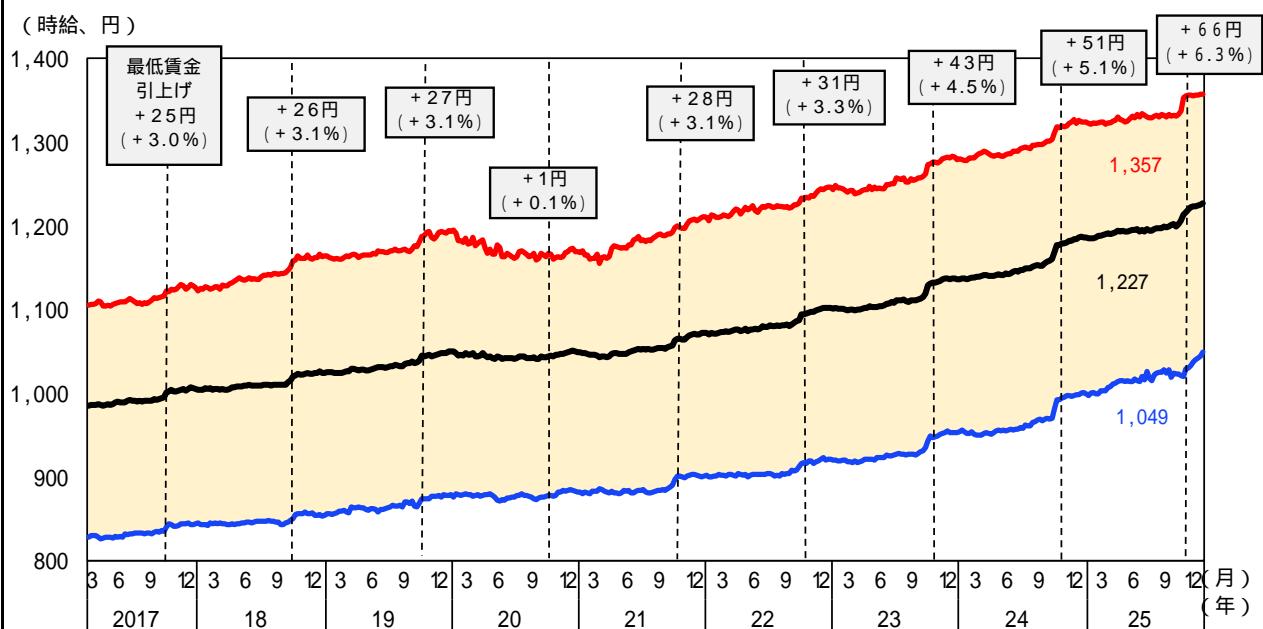
【図2】都道府県別最低賃金の改定発効日

都道府県名/年度	2021	2022	2023	2024	2025
北海道	10月1日	10月2日	10月1日	10月1日	10月4日
青森	10月6日	10月5日	10月7日	10月5日	11月21日
岩手	10月2日	10月20日	10月4日	10月27日	12月1日
宮城	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月4日
秋田	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	2026年3月31日
山形	10月2日	10月6日	10月14日	10月19日	12月23日
福島	10月1日	10月6日	10月1日	10月5日	2026年1月1日
茨城	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月12日
栃木	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日
群馬	10月2日	10月8日	10月5日	10月4日	2026年3月1日
埼玉	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	11月1日
千葉	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月3日
東京	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月3日
神奈川	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月4日
新潟	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月2日
富山	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月12日
石川	10月7日	10月8日	10月8日	10月5日	10月8日
福井	10月1日	10月2日	10月1日	10月5日	10月8日
山梨	10月1日	10月20日	10月1日	10月1日	12月1日
長野	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月3日
岐阜	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月18日
静岡	10月2日	10月5日	10月1日	10月1日	11月1日
愛知	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月18日
三重	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	11月21日
滋賀	10月1日	10月6日	10月1日	10月1日	10月5日
京都	10月1日	10月9日	10月6日	10月1日	11月21日
大阪	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月16日
兵庫	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月4日
奈良	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	11月16日
和歌山	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	11月1日
鳥取	10月6日	10月6日	10月5日	10月5日	10月4日
島根	10月2日	10月5日	10月6日	10月12日	11月17日
岡山	10月2日	10月1日	10月1日	10月2日	12月1日
広島	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	11月1日
山口	10月1日	10月13日	10月1日	10月1日	10月16日
徳島	10月1日	10月6日	10月1日	11月1日	2026年1月1日
香川	10月1日	10月1日	10月1日	10月2日	10月18日
愛媛	10月1日	10月5日	10月6日	10月13日	12月1日
高知	10月2日	10月9日	10月8日	10月9日	12月1日
福岡	10月1日	10月8日	10月6日	10月5日	11月16日
佐賀	10月6日	10月2日	10月14日	10月17日	11月21日
長崎	10月2日	10月8日	10月13日	10月12日	12月1日
熊本	10月1日	10月1日	10月8日	10月5日	2026年1月1日
大分	10月6日	10月5日	10月6日	10月5日	2026年1月1日
宮崎	10月6日	10月6日	10月6日	10月5日	11月16日
鹿児島	10月2日	10月6日	10月6日	10月5日	11月1日
沖縄	10月8日	10月6日	10月8日	10月9日	12月1日

(備考)図2は、厚生労働省公表資料より作成。ランクは、2025年度のランク。赤色の箇所は発効日が10月1～10日、緑色の箇所は発効日が11月、12月、黄色の箇所は発効日が2026年以降であることを示している。

3. 次に、最低賃金の引上げの発効日による違いがパート・アルバイトの時給にどのように影響を及ぼすか、求人情報サイトに掲載されている募集賃金を抽出・集計した週次のビッグデータで確認したい。まず、パート・アルバイトの平均募集賃金の推移を見ると、最低賃金引上げ時の10月に大きく上昇し、その後も緩やかな上昇が続く傾向があることが分かる【図3-1】。こうした中で、全国答申日から12月初週にかけての平均募集賃金上昇率を見ると、2025年度は2.51%となっており、調査対象の求人広告が同一ではないことには留意が必要だが、2024年同時期の3.05%と比較して低い上昇率にとどまっていることが分かる【図3-2】。2025年度において、2024年度よりも最低賃金の発効日を遅らせた都道府県が増加した影響が現れていることがうかがわれる。

【図3-1】パート・アルバイトの平均募集賃金（ビッグデータ）



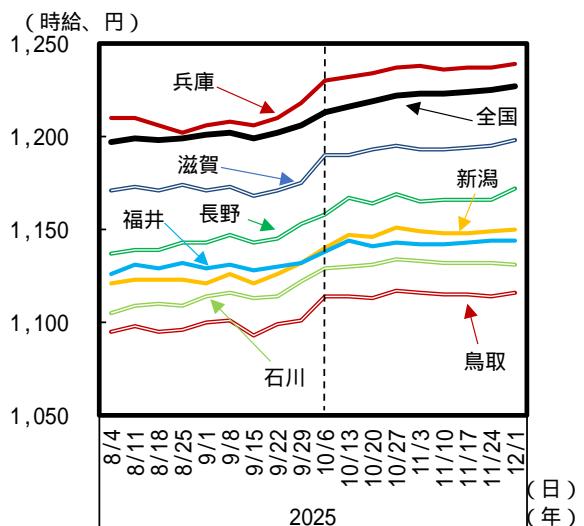
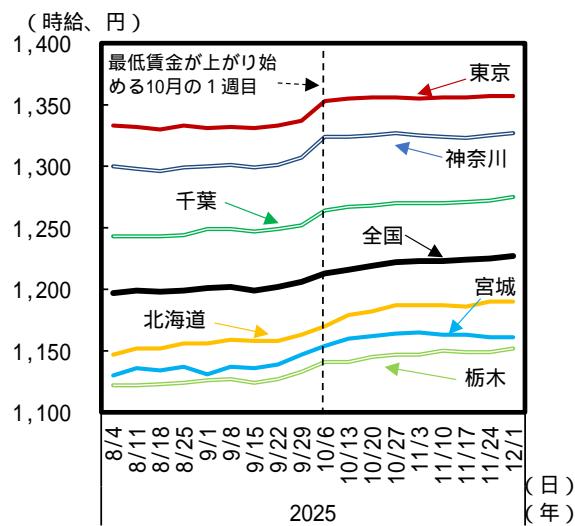
【図3-2】パート・アルバイトの平均募集賃金の上昇率（ビッグデータ）

	全国答申日 (データ)	金額 (答申日直前データ)	金額 (12月初週データ)	上昇率
2021年	7月16日 (7月12日)	1,052円	1,070円	1.71%
2022年	8月2日 (8月1日)	1,080円	1,102円	2.04%
2023年	7月28日 (7月24日)	1,112円	1,136円	2.16%
2024年	7月25日 (7月22日)	1,149円	1,184円	3.05%
2025年	8月4日 (8月4日)	1,197円	1,227円	2.51%

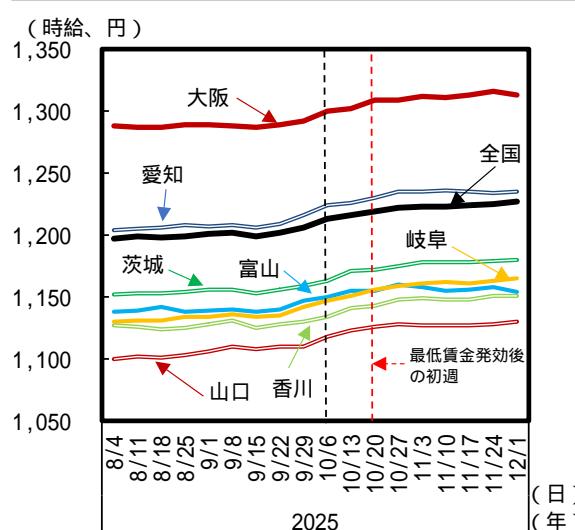
4. また、発効日が近い都道府県ごとに、全国答申以降の平均募集賃金の推移を見ていくと、本稿執筆時点において既に発効日を迎えた都道府県では、パート・アルバイトの平均募集賃金が最低賃金改定日に合わせて上昇していることが確認できる【図4-1～5】。一方、執筆時点で最低賃金が改定されていない地域においても、山形県や福島県といった一部の県では発効日を待たずに募集賃金が上昇する動きがみられた。【図4-6】。これは、労働者の通勤圏内に入る宮城県の最低賃金が先に発効したことが影響していると考えられ、宮城県の最低賃金が改定されたタイミングで山形県や福島県のパート・アルバイトの時給が上昇する動きがみられた。【図4-7】。

【図4】発効日・都道府県別パート・アルバイトの平均募集賃金（2025年8月以降）

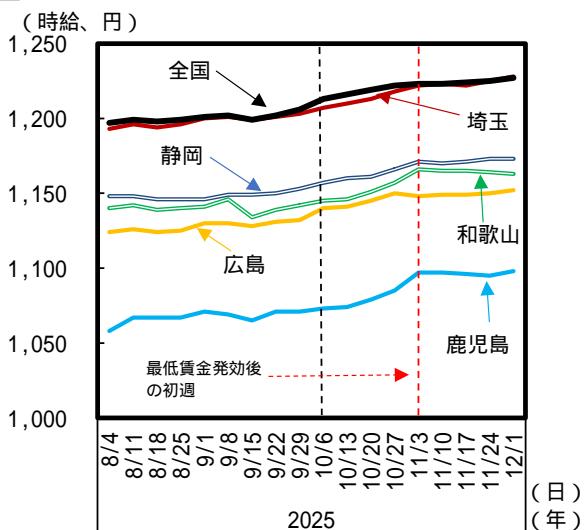
【図4-1】10月上旬発効（10月1日～8日）



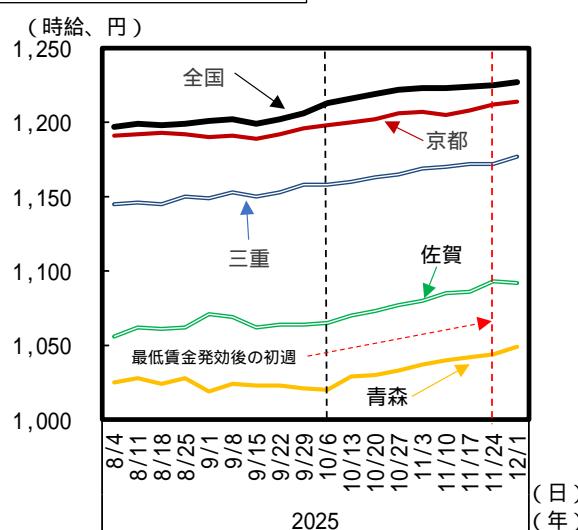
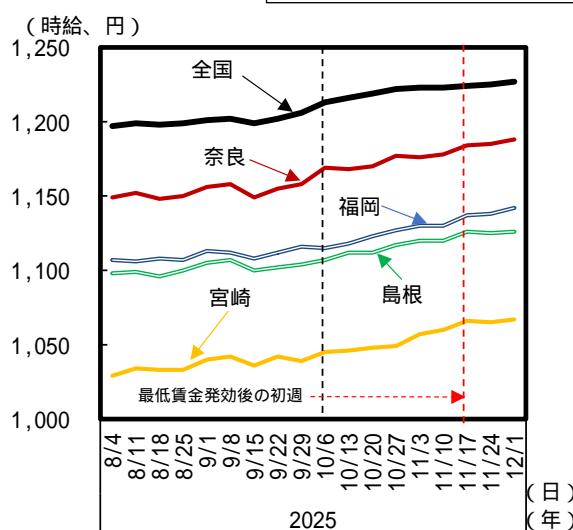
【図4-2】10月中旬発効（10月12日～18日）



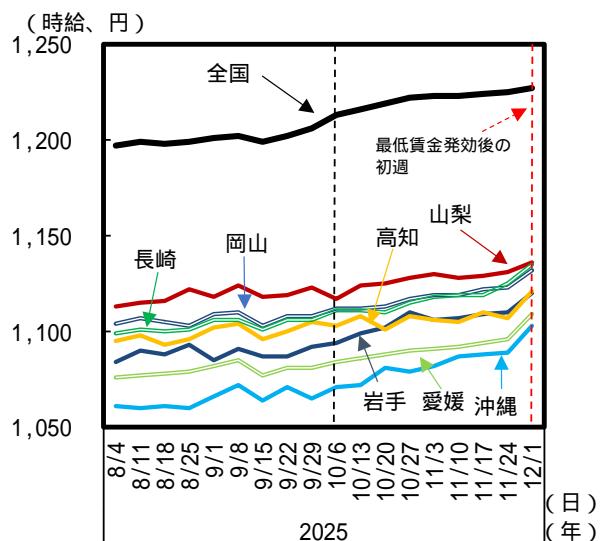
【図4-3】11月上旬発効（11月1日）



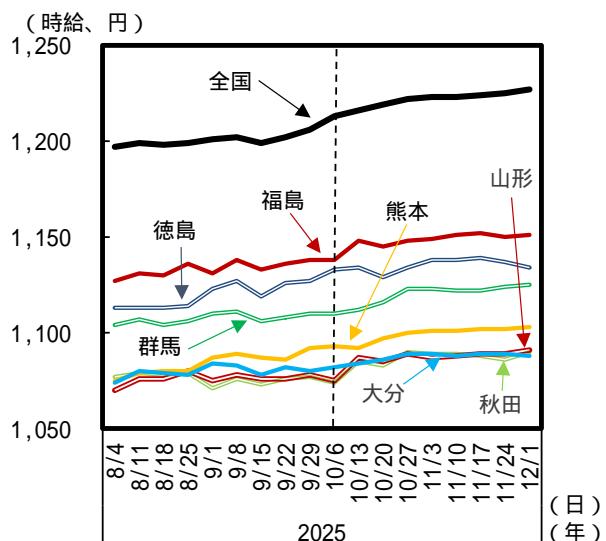
【図4-4】11月中下旬発効（11月16日～21日）



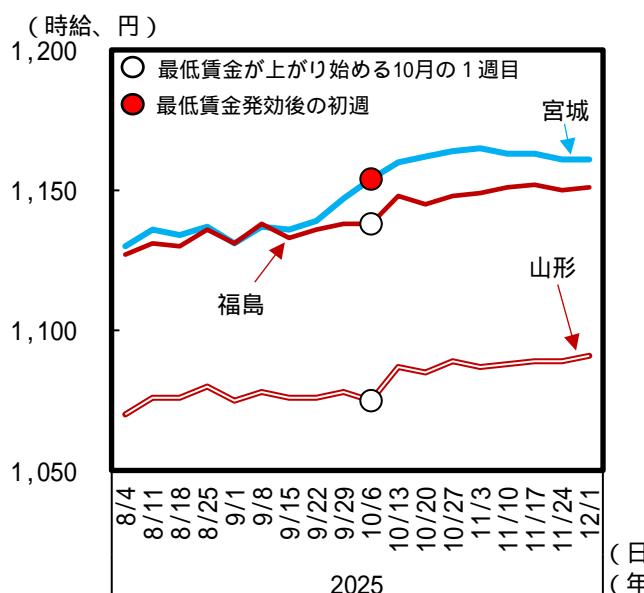
【図4-5】12月1日発効



【図4-6】未発効
(2025年12月23日～2026年3月31日)



【図4-7】宮城県近隣県の状況

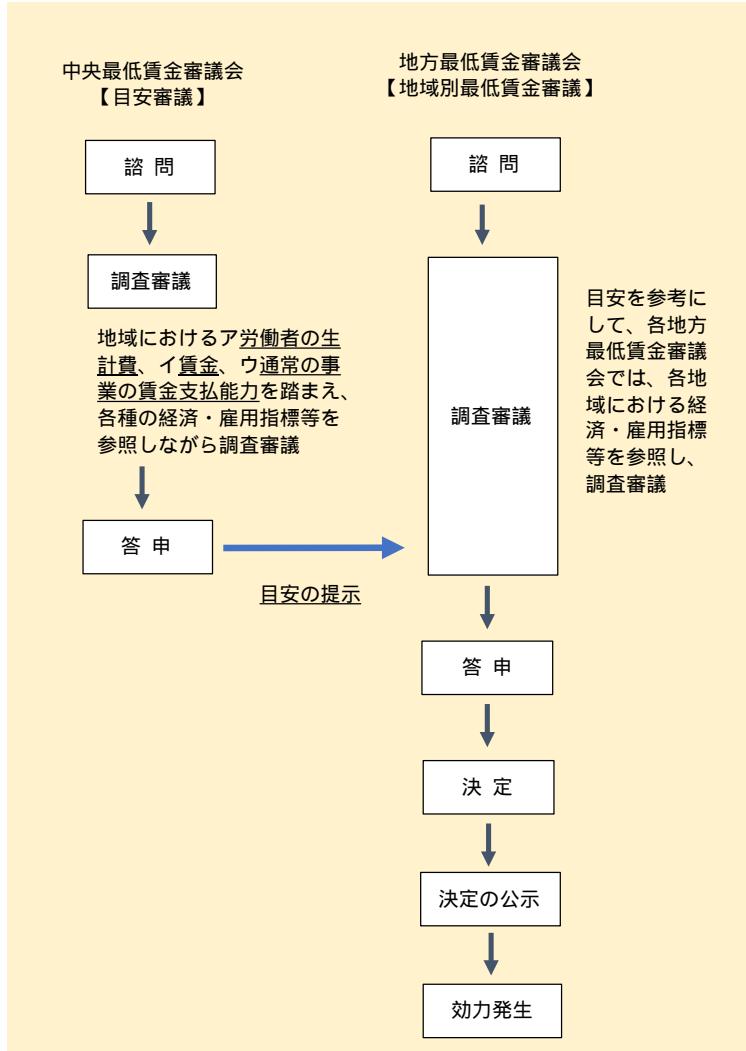


(備考) 図3、図4は、厚生労働省公表資料及び株式会社ナウキャスト「HRog賃金Now」により作成。HRog賃金Nowは、株式会社ナウキャストが作成している、求人広告サイトに掲載されている募集賃金を抽出・集計したビッグデータ。黒破線は、最低賃金が上がり始める10月の1週目(月曜日)、赤破線は、最低賃金発効後の初週(月曜日)を示している。

図4について、【図4-1】石川県、福井県の発効日は10月8日。【図4-2】茨城県、富山県の発効日は10月12日。

5. パート・アルバイトの募集賃金上昇のタイミングは、直接的にはその都道府県の最低賃金発効日の影響を受けると考えられるが、最近の特徴としては、近隣県における最低賃金引上げという間接的な影響がうかがわれ、発効日が遅い地域においても発効日前に平均募集賃金が上昇する動きがみられた。これは発効日の早い近隣県に人材が流出することを懸念し、発効前から募集賃金を引き上げる行動があったためと考えられる。執筆時点では、発効日のばらつきを反映して全国平均の募集賃金の伸びが2024年同時期と比べて低い状況にあるが、2025年度末に向けて一部の県において最低賃金の引上げが予定されている中で、パート・アルバイトの募集賃金も徐々に上昇していくことが期待される。引き続き、地域ごとの賃金動向を注視していきたい。

注1. 最低賃金の決定プロセスは、下図のとおり。（厚生労働省公表資料より作成）



注2. 例えば、各都道府県の最低賃金審議会（最低賃金専門部会）において、使用者側代表委員から、「ここ数年の大幅な引上げは、事業場最低賃金労働者のみならず、労働者全体の賃金体系に影響を及ぼす事態となっており、引上げまでには相当の準備期間が必要であることから、最短での発効ではなく、適切な時期での指定日発効とすべきである」(秋田県)「大幅な引上げになるのであれば、引上げまでには相当の準備期間が必要であることから、最短での発効ではなく、適切な時期での指定発効とすべきである」(群馬県)「発効日については、周知や準備期間、年収の壁による労働時間調整なども踏まえた発効日を提案したい」(大分県)などの意見があった。

担当：内閣府 政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（地域担当）付参事官補佐 山本 世津子
内閣府 政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（地域担当）付 鈴木 萌香、平石 玲
(直通 03-6257-1576)

本レポートの内容や意見は執筆者個人のものであり、必ずしも内閣府の見解を示すものではない。